



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第3号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎佐賀県行政組織規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(二七・人事課) 一

訓令

◎佐賀県行政組織規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(二・人事課) 一〇

公布された規則のあらまし

○佐賀県行政組織規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (規則第十七号)

- 1 佐賀県行政組織規則の施行に伴い、佐賀県職員研修所設置規則ほか三六規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県行政組織規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第十七号

佐賀県行政組織規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(佐賀県職員研修所設置規則の一部改正)

第一条 佐賀県職員研修所設置規則 (昭和五十四年佐賀県規則第二十一号) の

一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第五条第一項中「係に係長を」を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 課に係長を置くことができる。

第五条に次の一項を加える。

5 前各項に定める者のほか、研修所に課長及び係長を置くことができる。

第六条第四項中「その係の事務を掌理する」を「その課の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

7 前条第五項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、研修所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第八条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(県税事務所管理規則の一部改正)

第二条 県税事務所管理規則 (昭和四十年佐賀県規則第四十八号) を次のように改正する。

第三条第一項の総務課の分掌事務の第十五号中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第一項中「係に係長」を削り、同条に次の二項を加える。

5 課に係長を置くことができる。

6 前各項に定める者のほか、県税事務所に課長及び係長を置くことができる。

第六条第三項中「室又は」を「その室又は」に改め、同条第五項中「その係の事務を掌理する」を「その課の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前条第六項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、県
 税事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。
 第八条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。
 (佐賀県消防学校管理規則の一部改正)

第三条 佐賀県消防学校管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第十五号)の一部
 を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項に定める者のほか、消防学校に課長を置くことができる。

第五条に次の一項を加える。

4 前条第二項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、消
 防学校の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第七条第一項第三号から第五号までの規定中「(校長を除く。)」を削る。

(佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部改正)

第四条 佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則(平成十年佐賀県規則第三十八号)
 の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項に定める者のほか、事務所に課長を置くことができる。

第五条に次の一項を加える。

4 前条第二項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事
 務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第七条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県立日の限寮管理規則の一部改正)

第五条 佐賀県立日の限寮管理規則(昭和三十八年佐賀県規則第三十四号)の
 一部を次のように改正する。

第四条第一項中「庶務課」を「総務課」に改め、同条第二項を削る。

第五条第一項中「庶務課」を「総務課」に改め、同条第二項を削る。

第六条第一項中「係に係長」を削り、同条に次の二項を加える。

2 課に係長を置くことができる。

3 前二項に定める者のほか、寮に課長及び係長を置くことができる。
 第六条の二第三項中「課の」を「その課の」に改め、同条第四項中「係
 の事務をつかさどる」を「その課の事務の一部を処理する」に改め、同条に
 次の一項を加える。

5 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、寮
 の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第六条の三第二項中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

第七条第一項第三号から第五号までの規定中「(寮長を除く。)」を削る。

(佐賀県福祉事務所管理規則の一部改正)

第六条 佐賀県福祉事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第四十九号)の一
 部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(室)

第四条 福祉事務所の地域福祉課に家庭児童相談室を置く。

2 家庭児童相談室の分掌事務は、所長が定める。

第五条第一項中「係に係長」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一
 項の次に次の一項を加える。

2 課に係長を置くことができる。

第五条に次の一項を加える。

4 前三項に定める者のほか、福祉事務所に課長及び係長を置くことができ
 る。

第六条第三項中「課の」を「その課の」に、「処理する」を「掌理す
 る」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第六条に次の二項を加える。

5 室長は、上司の命を受けて、室の事務を掌理する。

6 前条第四項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、福祉事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第八条第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部改正)

第七条 佐賀県衛生薬業センター管理規則(平成十三年佐賀県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 前三項に定める者のほか、衛生薬業センターに課長を置くことができる。

第五条第三項中「課の」を「その課の」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第四項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、衛生薬業センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

(佐賀県立春日園管理規則の一部改正)

第八条 佐賀県立春日園管理規則(昭和三十二年佐賀県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「庶務課」を「総務課」に改め、同条第二項を削る。

第三条の庶務課の事務分掌の第十一号中「他の係」を「指導課」に改め、同条の庶務課の課名を次のように改める。

総務課

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条に次の二項を加える。

2 課に係長を置くことができる。

3 前二項に定める者のほか、園に課長及び係長を置くことができる。

第五条第三項中「その係の事務を掌理する」を「その課の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、園の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第六条第一項中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

第七条第一項第三号から第五号までの規定中「(園長を除く。)」を削る。

(佐賀県立いずみ荘管理規則の一部改正)

第九条 佐賀県立いずみ荘管理規則(昭和三十八年佐賀県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号から第五号までの規定中「(荘長を除く。)」を削る。

(佐賀県立佐賀コロナー管理規則の一部改正)

第十条 佐賀県立佐賀コロナー管理規則(昭和四十五年佐賀県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第二項を削る。

第五条第三項を次のように改める。

3 課に係長を置くことができる。

4 前三項に定める者のほか、コロナーに課長及び係長を置くことができる。

第六条第三項中「課の」を「その課の」に改め、同条第四項中「係の事務をつかさどる」を「課の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前条第四項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、コロナーの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第八条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県立希望の家管理規則の一部改正)

第十一条 佐賀県立希望の家管理規則(昭和四十八年佐賀県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第二項を削る。

第五条第三項を次のように改める。

3 課に係長を置くことができる。

第五条に次の一項を加える。

4 前三項に定める者のほか、希望の家に課長及び係長を置くことができる。

第六条第三項中「課の」を「、その課の」に改め、同条第四項中「係の事務をつかさどる」を「、その課の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前条第四項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、希望の家の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第八条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県立九千部学園管理規則の一部改正)

第十二条 佐賀県立九千部学園管理規則(昭和五十五年佐賀県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「庶務課」を「総務課」に改める。

第二条の二を削る。

第三条中「庶務課」を「総務課」に改め、同条第二項を削る。

第四条第三項を次のように改める。

3 課に係長を置くことができる。

第四条に次の一項を加える。

4 前三項に定める者のほか、学園に課長及び係長を置くことができる。

第五条第三項中「係の業務をつかさどる」を「その課の業務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第四項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、学園の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第六条中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

第七条第一項第三号から第五号までの規定中「(園長を除く。)」を削る。

(佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部改正)

第十三条 佐賀県立虹の松原学園組織規則(昭和三十二年佐賀県規則第七十八

号)の一部を次のように改正する。

第一条中「庶務課」を「総務課」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2 前項に定める者のほか、園に課長を置くことができる。

第三条の庶務課の事務分掌の第十号中「他の係」を「指導課」に改め、同条の庶務課の課名を次のように改める。

総務課

(佐賀県立みどり園管理規則の一部改正)

第十四条 佐賀県立みどり園管理規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「庶務課」を「総務課」に改める。

第四条第四項中「処理する」を「掌理する」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に定める者のほか、みどり園に課長を置くことができる。

第四条に次の一項を加える。

6 第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、みどり園の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第五条第一項中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

第六条第一項第三号から第五号までの規定中「(園長を除く。)」を削る。

(佐賀県立病院好生館財務規則の一部改正)

第十五条 佐賀県立病院好生館財務規則(昭和三十八年佐賀県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「会計係長」を「会計を担当する係長」に改める。

第十六条第三項中「栄養管理係長」を「栄養管理長」に改める。

第三十八条中「会計係長」を「会計を担当する係長」に改める。

別記様式第五号及び第二十四号中

「**畜場**」を「**畜舎**」に改める。

(佐賀県立総合看護学院管理規則の一部改正)

第十六条 佐賀県立総合看護学院管理規則(昭和四十三年佐賀県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第四条中「係に係長を」を削り、同条に次の二項を加える。

2 事務局に係長を置くことができる。

3 前二項に定める者のほか、学院に係長を置くことができる。

第五条第四項中「庶務係長」を「係長」に、「係の事務を掌理する」を「事務局の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

8 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、学院の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第七条第一項第三号から第五号までの規定中「(学院長を除く。)」を削る。

第二十四条第三項中「庶務係長」を「係長」に改める。

(佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部改正)

第十七条 佐賀県精神保健福祉センター管理規則(昭和五十八年佐賀県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部改正)

第十八条 佐賀県食肉衛生検査所管理規則(昭和五十六年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第四条の食肉検査課の分掌事務の第一号及び第二号中「と畜検査」を「と畜検査」に改め、同課の分掌事務の第三号中「と畜場」を「と畜場」に、

「と畜衛生」を「と畜衛生」に改め、同課の分掌事務の第四号中「と畜場」を「と畜場」に改め、同課の分掌事務の第五号中「人畜共通疾病」を「動物由来感染症(動物から人間へ感染する疾病をいう。)」に改める。

第五条中「係に係長」を削り、同条に次の二項を加える。

2 課に係長を置くことができる。

3 前二項に定める者のほか、検査所に課長及び係長を置くことができる。

第六条第三項中「その係の事務を掌理する」を「その課の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第三項の規定より置かれた職にある者は、上司の命を受けて、検査所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第八条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削り、同項第八号中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第十一号中「と畜場」を「と畜場」に、「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

(佐賀県環境センター管理規則の一部改正)

第十九条 佐賀県環境センター管理規則(昭和四十九年佐賀県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項に定める者のほか、センターに課長を置くことができる。

第五条に次の一項を加える。

4 前条第二項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第七条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県消費生活センター設置規則の廃止)

第二十条 佐賀県消費生活センター設置規則(昭和四十五年佐賀県規則第六十二号)は、廃止する。

(佐賀県立有田窯業大学管理規則の一部改正)

第二十一条 佐賀県立有田窯業大学校管理規則(昭和六十年佐賀県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に定める者のほか、大学校に課長及び部長を置くことができる。

第五条第三項中「課の」を「その課の」に改め、同条第四項中「部の」を「その部の」に改め、同条に次の一項を加える。

7 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、大学の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第七条第一項第三号から第五号までの規定中「(校長を除く。)」を削る。

(佐賀県工業技術センター管理規則の一部改正)

第二十二条 佐賀県工業技術センター管理規則(昭和三十七年佐賀県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 生産技術部に、分室として、諸富デザインセンターを置く。

2 諸富デザインセンターの位置は、佐賀郡諸富町とする。

第五条第二項を次のように改める。

2 課に係長を置くことができる。

第四条に次の一項を加える。

3 前二項に定める者のほか、センターに課長、部長及び係長を置くことができる。

第六条第三項中「課及び」を「その課及び」に改め、同条第四項中「係の事務を掌理する」を「課の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前条第三項の規定より置かれた職にある者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第七条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県産業振興センター管理規則の一部改正)

第二十三条 佐賀県産業振興センター管理規則(昭和五十一年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のとおり改正する。

第三条から第六条までを削る。

(佐賀県立産業技術学院管理規則の一部改正)

第二十四条 佐賀県立産業技術学院管理規則(昭和三十五年佐賀県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二に次の一項を加える。

4 前三項に定める者のほか、学院に課長を置くことができる。

第三条の三第三項中「課の」を「その課の」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第四項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、学院の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第四条第一項第三号から第五号までの規定中「(学院長を除く。)」を削る。

(佐賀県勤労者福祉会館管理規則の一部改正)

第二十五条 佐賀県勤労者福祉会館管理規則(昭和六十一年佐賀県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号から第五号までの規定中「(館長を除く。)」を削る。

(佐賀県地域農業改良普及センター管理規則の一部改正)

第二十六条 佐賀県地域農業改良普及センター管理規則(昭和四十四年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第一条の三を削る。

第二条中「係に係長を」を削り、同条に次の一項を加える。

2 センターに係長を置くことができる。

第三条第三項中「その係の事務を掌理する」を「センターの事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第二項の規定により置かれた職にある者のうち、所長が指名する者

は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第五条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部改正)

第二十七条 佐賀県農業試験研究センター管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第六条第四項を削る。

第七条第三項及び第四項を次のように改める。

3 本場の課及び部に係長を置くことができる。

4 分場に係長を置くことができる。

第七条に次の一項を加える。

5 前四項に定める者のほか、センターに課長及び係長を置くことができる。

第八条第四項を次のように改める。

4 係長は、上司の命を受けて、その本場の課及び部並びに分場の業務の一部を処理する。

第八条に次の一項を加える。

5 前条第五項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第十条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

第十一条第一項第三号から第五号までの規定中「(分場長を除く。)」を削る。

(佐賀県農業大学校管理規則の一部改正)

第二十八条 佐賀県農業大学校管理規則(昭和五十九年佐賀県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一

項を加える。

4 前三項に定める者のほか、大学校に部長及び課長を置くことができる。

第七条に次の一項を加える。

9 前条第四項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、大
学校の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第九条第一項第三号から第五号までの規定中「(校長を除く。)」を削る。

第十条第一項第三号から第五号までの規定中「(分校長を除く。)」を削
る。

(佐賀県上場営農センター管理規則の一部改正)

第二十九条 佐賀県上場営農センター管理規則(平成二年佐賀県規則第二十九
号)の一部を次のように改正する。

「庶務室

研究部」

第二条第一項中「室及び」を削り、 「研究部」に改め、同条
第二項を削る。

第三条第一項中「室及び」並びに庶務室の分掌事務及び同室の室名を削り、

同条第二項を削る。

第四条第一項中「室に室長を」を削り、同条中第二項を第三項とし、第
一項の次に次の一項を加える。

2 センター及び部に係長を置くことができる。

第四条に次の一項を加える。

4 前三項に定める者のほか、センターに部長を置くことができる。

第五条第四項中「室長」を「係長」に、「その室の事務を掌理する」を

「センター及びその部の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を
加える。

6 前条第四項の規定により置かれた部長及び同条第二項の規定により置か
れた係長のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、センターの企画
調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第七條第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。
(佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部改正)

第三十條 佐賀県農業技術防除センター管理規則(平成十一年佐賀県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第四條に次の一項を加える。

4 前三項に定める者のほか、農業技術防除センターに部長を置くことができる。

第五條第三項中「部の」を「その部の」に改め、同條に次の一項を加える。

4 前條第四項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、農業技術防除センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第七條第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県果樹試験場管理規則の一部改正)

第三十一條 佐賀県果樹試験場管理規則(昭和三十七年佐賀県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條及び第三條 削除

第四條第一項中「、室に室長を」を削り、同條第五項中「室長」を「係長」に、「室の業務を処理する」を「試験場の業務の一部を処理する」に改め、同項を同條第六項とし、同條中第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 試験場に係長を置くことができる。

4 第二項の規定により置かれた職にある者のうち、場長が指名する者は、上司の命を受けて、試験場の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

5 第五條中「室長」を「係長」に改める。

第六條第一項第四号から第六号までの規定中「(場長を除く。)」を削る。

(佐賀県茶業試験場管理規則の一部改正)

第三十二條 佐賀県茶業試験場管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條及び第三條 削除

第四條中「、室に室長を」を削り、同條に次の一項を加える。

2 試験場に係長を置くことができる。

4 前三項に定める者のほか、試験場に課長、部長及び係長を置くことができる。

5 第六條第四項中「室長」を「係長」に、「その室の業務を掌理する」を「その部の業務の一部を処理する」に改め、同條に次の一項を加える。

5 前條第四項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、試験場の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第八條第一項第三号から第五号までの規定中「(場長を除く。)」を削る。

(佐賀県水産振興センター管理規則の一部改正)

第三十四条 佐賀県水産振興センター管理規則(昭和四十八年佐賀県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(組織)

第二条 水産振興センターに総務課を置く。

(分掌事務)

第三条 佐賀県玄海水産振興センターの総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 庶務に関する事。
- 二 会計に関する事。
- 三 高等水産講習所の庶務及び会計に関する事。
- 四 漁業取締船の乗組員に係る給与及び旅費の支払事務に関する事。
- 五 他の所管に属しない事項に関する事。

2 佐賀県有明水産振興センターの総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 庶務に関する事。
 - 二 会計に関する事。
 - 三 漁業取締船の乗組員に係る給与及び旅費の支払事務に関する事。
 - 四 他の所管に属しない事項に関する事。
- 第四条第二項中**、「室に室長を」を削り、同条に次の二項を加える。

3 水産振興センターに係長を置くことができる。

4 前三項に定める者のほか、水産振興センターに課長を置くことができる。

第五条第四項中「室長」を「係長」に、「その室の事務を掌理する」を「水産振興センターの事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前条第四項の規定により置かれた課長及び同条第三項の規定により置かれた係長のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、水産振興センター

の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第七条第一項第三号中「(所長を除く。)」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 職員の週休日の振替に関する事。

第七条第一項第五号中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県高等水産講習所管理規則の一部改正)

第三十五条 佐賀県高等水産講習所管理規則(昭和五十五年佐賀県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県ダム事務所管理規則の一部改正)

第三十六条 佐賀県ダム事務所管理規則(昭和四十四年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条中「係に係長」を削り、同条に次の二項を加える。

- 2** 課に係長を置くことができる。
 - 3** 前二項に定める者のほか、事務所に課長及び係長を置くことができる。
- 第七条第四項中**「その係の業務を掌理する」を「その課の業務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。
- 5** 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。
- 第九条第一項第三号から第五号までの規定中**「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県建設技術センター設置規則の一部改正)

第三十七条 佐賀県建設技術センター設置規則(昭和四十六年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「係に係長を」を削り、同条に次の二項を加える。

2 課に係長を置くことができる。

3 前二項に定める者のほか、事務所に課長及び係長を置くことができる。

第六条第三項中「係の業務を掌理する」を「課の業務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、建設技術センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第八条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

○ 訓令甲

●佐賀県訓令甲第一号

本 庁
出 先 機 関
地方労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県行政組織規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(佐賀県法制審査委員会規程の一部改正)

第一条 佐賀県法制審査委員会規程(昭和三十一年佐賀県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

「各本部
受訓先を
出納局」
に改める。

第一条第一項中「総務部」を「経営支援本部」に改める。

第二条第一項中「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。

第十二条中「総務部総務学事課」を「経営支援本部総務法制課」に改める。

第十三条中「総務学事課」を「総務法制課」に改める。

(佐賀県公印規程の一部改正)

第二条 佐賀県公印規程(昭和四十二年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第二条第一項第八号及び第九号を次のように改める。

八 本部(部) 印

九 本部(部) 長印

第二条第一項第十六号及び第十七号中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第三条中「出先機関に」を「現地機関に」に、「出先機関名」を「現地機関名」に改める。

第五条の見出しを「(総務法制課長の職務)」に改め、同条中「総務学事課長」を「総務法制課長」に、「出先機関」を「現地機関」に改める。

第六条第一項中「出先機関」を「現地機関」に改め、同条第三項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に、「総務学事課」を「総務法制課」に、「企画調整主査」を「係長」に改める。

第七条第一項中「出先機関」を「現地機関」に、「総務部長」を「経営支援本部長」に改め、同条第二項及び第三項中「出先機関」を「現地機関」に、「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第八条中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第十条中「部(局)長、」を「本部(部)長、」に、「出先機関」を「現地機関」に、「部(局)長等」を「本部(部)長等」に改める。

第十二条第一項中「出納長又は委任出納員」を「公印管守者」に、「につ

いて、佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)第六十一条の規定により払出しの手続をしたときは、当該旧公印を総務学事課長を「を総務法制課長」に改め、同条第二項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第十四条中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

別表中「総務学事課長」を「総務法制課長」に、「部(局)印」を「本部(部)印」に、「部(局)長印」を「本部(部)長印」に、「出先機関」を「出先機関」に改める。

様式第一号中「総務学事課長」を「総務法制課長」に、「出先機関」を「出先機関」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「総務学事課長」を「総務法制課長」に、「出先機関」を「出先機関」に改める。

様式第四号から様式第九号までの規定中「出先機関」を「出先機関」に改める。

(佐賀県文書規程の一部改正)

第三条 佐賀県文書規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第二条第一号から第六号までを次のように改める。

一 本庁 佐賀県本部設置条例(平成十六年佐賀県条例第二号)第一条に規定する本部及び佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)以下「組織規則」という。)第三条第一項に規定する出納局(以下「出納局」という。)をいう。

二 所知事の事務部局で本庁以外の機関(支所、分場等を含む。)をいう。

三 本部 佐賀県本部設置条例第一条に規定する本部並びに組織規則第二条第二項に規定する部及び出納局をいう。

四 課 組織規則第二条第一項、第三項及び第四項並びに第三条第二項に規定する課並びに企画・経営グループ等(組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、同条第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第二十三条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。第八号において同じ。)をいう。

五 室 組織規則第十四条に規定する室をいう。

六 所の課 所の課(所の部又は所の室に置かれた課を除く。)、所の部、所の室(所の部又は所の課に置かれた室を除く。)、及び所の科(所の部に置かれた科を除く。)をいう。

第二条第七号中「部長」を「本部長」に、「部の」を「本部の」に改め、

同条第八号中「課の長をいう。」を「課の長、本部の副本部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監及び出納局長をいう。ただし、副本部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監及び出納局長は、企画・経営グループ等が置かれた場合に限る。」に改め、同条第十号中「第十二条」を「第二十條第一項」に、「係の長」を「係長」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第七条第六号中「総務学事課」を「総務法制課」に改める。

第十条第一項、第十一条、第十二条第三項並びに第十三条の二第一項及び第二項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第十八条第二項中「部長」を「本部長」に、「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(決裁区分の表示)

第二十一条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、本部長専決事項については「丙」、最

高情報統括監専決事項、危機管理・報道監専決事項、副本部長専決事項、副部長専決事項、総括政策監専決事項、副出納長専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項及び政策監専決事項については「丁」、室長専決事項及び副課長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならぬ。

第二十二条中「部名」を「本部長」に改める。

第二十二条の二第二項中、「係名」を削る。

第二十六条第一項中「部」を「本部」に改め、同条第二項中「他部」を「他本部」に、「主務部長」を「主務本部長」に、「関係部」を「関係本部」に改め、同条第三項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第二十七条中「総務学事課長」を「総務法制課長」に、「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第三十一条(見出しを含む。)中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第三十六条第一項及び第二項中「総務学事課」を「総務法制課」に改め、同条第三項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改め、同条第四項中「総務学事課」を「総務法制課」に改める。

第三十七条第一項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。第四十四条第一項及び第二項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改め、同条第三項中「県政情報室長」を「総務法制課長」に改める。

第四十六条第二項中「県政情報室長」を「総務法制課長」に改める。第四十七条第二項及び第四十八条第四項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第四十九条第一項中「総務学事課長及び」を「総務法制課長及び」に改め、同条第二項中「総務学事課長及び」を「総務法制課長及び」に改め、「総務学事課長にあつては県政情報室長に、」を削り、「あつては」を「あつては、」に改める。

第五十条第一項、第三項及び第六項、第五十一条、第五十三条、第五十四条並びに第五十五条中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

別表第一の三の(一)中「何部」を「何本部」に改め、同表の三の(二)中「出先機関」を「現地機関」に改める。

別表第二の一の表中「部長」を「本部長」に改める。

別表第三の一 永久保存文書の(7)中「人事課」を「職員課」に改め、同表の一 永久保存文書の(8)中「財政課」を「統括本部」に改め、同表の一 永久保存文書の(15)及び(20)中「人事課」を「職員課」に改め、同表の一 永久保存文書の(25)中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改め、同表の二 十年保存文書の(5)中「統計課」を「統計調査課」に改め、同表の二 十年保存文書の(6)中「人事課」を「職員課」に改め、同表の三 五年保存文書の(3)中「財政課」を「統括本部」に改め、同表の三 五年保存文書の(9)中「部長」を「本部長」に改め、同表の三 五年保存文書の(12)中「人事課」を「職員課」に改め、同表の四 三年保存文書の(5)中「人事課」を「職員課」に改め、同表の五 一年保存文書の(3)中「人事課」を「職員課」に改め、同表の五 一年保存文書の(7)中「総務学事課」を「総務法制課」に改める。

様式第三号中「総務学事課」を「総務法制課」に改める。

様式第六号中「課長」を「主任」に、「課長」を「主任」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「〇〇課」を「〇〇課」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「〇〇課」を「〇〇課」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「〇〇課」を「〇〇課」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「〇〇課」を「〇〇課」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「〇〇課」を「〇〇課」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「〇〇課」を「〇〇課」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「〇〇課」を「〇〇課」に改める。